

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 8 番（吉浜 覚） 1. 安心・安全な生活の確保について。

（1）2021 年 3 月定例会で村立農村環境改善センター前バス停留所の待合所施設屋根が約 3 年も無く、村として妙案がないかとの質問に対してどうなったか実現性のある説明を求める。

（2）喜如嘉区域において、台風災害の避難所に喜如嘉公民館が指定されているが、外便所で大変危険であるので、内便所に改築するか。また、改善センター利用要望の実施ができないか。現在、村立施設の芭蕉布会館では利便性、安全性を高めるために 2 階にも便所を設置する。また、喜如嘉公民館で実施していた住民健診も安全性や利便性から改善センターでの利用が定着している。衛生、安全性、利便性から住民の命を守るための対策ができないか説明を求める。

（3）2019 年 12 月定例会で国道根路銘地区のゆずり車線の工事が実施されると住民や利用者が危険にさらされると思うが、どのように対応するかとの質問に対し、村としての要請など行ったことがなく、指摘については国道事務所に意見として報告すると答弁をしている。しかし、現在埋立地域の工事現場は、急カーブや交差点が隣接して「ゆずり車線終わり先 150m」「短いゆずり車線」と立て看が注意を促すように、ゆずり車線は

事故を誘発する恐れがあるのではという声が日増しに村内外から聞こえる。安全な車間距離は乾いた舗装通路で時速 50 km で、走行で 35m 以上必要、ゆずり車線 150m の区間で 1 台ゆずるのにどれだけのスピード走行が可能か？ 2 台ゆずるのにどれだけのスピード走行が可能か？ 安全で安心な道路区間を確保ができるのか不安がある。村立診療所入口から国道に抜ける道があるが、事故を誘発する恐れがあるということで現在も通行止めのバリケードを設置している。しかし、村は国道事務所と「対向車線へのはみ出しによる事故を防ぎ、安全で安心な道路区間を確保」等をどのように調整したか、さらに車道拡幅するために村有地が利用されているのか説明を求める。

## 2. 透明性や公平性、公正性な行政運営について

(1) 2021 年 3 月定例会で村長は、契約担当課と事業課において検討した結果、予定価格の事前公表については、公表することにより予定価格が目安となって、競争が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから、村としては契約締結後に公表する。最低制限価格の複数設定については 2021 年 4 月以降の入札から実施の準備を進めていると説明している。しかし、繰り返し特定の業者との契約や最低制限価格との入札割合がほぼ 100% で、L E

D 防犯灯取換工事の施工に会計検査院が手抜き工事を指摘され、工事施工や検査のずさんさが浮き彫りになった事例は癒着そのものである。官製談合が延々と続くかのように、村民、議員、請負業界や県警からの疑惑の実態を示したようなもので官製談合疑惑が晴れるものではない。予定価格の事前公表することで談合が一層容易に行われる可能性があることなど、事の真相をはぐらかし業者に背けているのではないか。工事成績評価、総合評価落札方式などを制度化をし、入札・工事管理監督体制を充実させることが行政の信頼を取り戻す課題である。まずは、予定価格の事前公表により官製談合がなくなり、透明性や公平性、公正性な行政運営に繋がると確信するが改善はないか説明を求める。

(2) 2021年3月定例会で村は、旧塩屋小学校跡地活用事業「バナメイエビ養殖事業」と称して運動場で養殖場を設置し事業を展開しているが、村民、県民、全国的にも迷惑かけた事業になっている。住民説明をしてもらいながら今後どのようにしていくかと調整を図っていると説明をしている。また、公募かけた時に、要綱で新規事業者を立ち上げることが可能となっているとし、公募、公募申請、事業選考、法人設立、契約締結を順次処理をしている。しかし、募集要項の応募資格に①事業の実施に必要な能力を有していること。②当該資格等の基準日は告示現在とするなどがあ

る。旧塩屋小学校跡地活用事業賃貸契約者の一般社団法人ユーティリティーセンターの計画書の概要には体育館・校庭は催し・集会時などに利用（一般にも開放）等がある。また、法人設立の事業目的は、地域貢献、教育活動、観光推進をテーマにした活動を目的とし、その目的のために次の事業（省略）を行うとしている。なぜ、公募申請にある施設計画どおり実施をしていないことや、事業選考決定後に法人設立して契約締結している現実には公平性や制度に背く行為である。学校跡地は、村共有の貴重な財産であり、教育・文化と地域コミュニティの中心的な役割を担ってきたことから、村総合計画における基本目標・理念を基に、村づくりの将来像や村民全体の利益という観点から利活用を促進しつつ、地域活性化に寄与できることが見込まれ、地域住民から理解を得られる事業であることを前提として進めるべきものである。今後、旧塩屋小学校跡地活用事業をどのように推進していくのか説明を求める。

### 3. 介護・新型コロナウイルスの対応について。

（1）字津波所在の（有）介護サービス施設からデイサービス利用者と家族に対しデイサービス事業廃止の通知があり、利用者と家族は介護崩壊の兆しを感じ困惑しているところである。これまでに、沖縄県介護保険広域連合は、高齢者がどのような状況においても住み慣れた地域で、自立し

た生活を続けていくためには、質の高い介護サービスの提供と地域で高齢者を支えていく仕組みづくりが大切である。高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業に取り組むことを基本理念としている。本村においても沖縄県介護保険広域連合の構成市町村として要支援、要介護者等が可能な限り地域の中で自立生活ができるように、介護事業の包括的な推進と質の高い介護保険事業を実施してきたとしているが、村は現実を受け止め、これまでどおりの介護サービスが受けられるような体制をどのように推進していくのか説明を求める。

(2) 新型コロナウイルスに対する村内の現状、課題と対策はどうなっているのか？ また、昨年の「持続化給付金」の村のサポートの取り組みがあったが、今月中旬から申請が始まる「月次支援金」などの対応をするのか説明を求める。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①喜如嘉第1バス停の設置については、令和2年6月19日に沖縄県バス協会に要請しております。引き続き当該停留所の上屋設置の早期実現に向けて要請してまいります。

喜如嘉公民館については、現在、村では一時緊急避難地域避難所として各区の公民館 17 か所を指定させていただいています。区長の皆さんには台風時等の避難者への対応には感謝をしているところでございます。議員御指摘の改善センターの利用に関しましては、本年度、地域防災計画書の見直しを計画しておりますので、見直しで検討したいと思います。

ゆずり車線につきましては北部国道事務所との調整において、国道 58 号の村内区間において新規で 2 か所のゆずり車線を設けたいとのことでお話があり、これまで調整を図り現在の状態となっております。なお、議員御指摘の箇所におきましては上原区での事業説明を行い、区民からの要望を取り入れながら、国道事務所において交通法令を基に施工を進めているところです。

また、村有地の利用については、国道事務所との協議の中、村の施設計画等において埋立用地の外周歩道が必要なことから相互利益を考慮した上で、歩道を今回の国道の事業で整備していただいております。用地については村有地のままの施工となります。なお、今回の国道整備についてはゆずり車線の整備であることを御理解いただきたいということです。もう一回申し上げます。今回の国道整備については、追い越し車線ではなくて、ゆずり車線の整備であることを御理解いただきたいと思います。

2の①につきましては、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから村としては、契約締結後に公表してまいります。

最低制限価格の複数設定につきましては、令和3年4月に要綱を制定し実施しております。

(1)につきましては、バナメイエビ養殖事業の問題から、蔓延防止措置が解除となり、今後の事業進行について、昨年度の住民説明会時にあった意見等も踏まえて、村民への丁寧な説明を行うことを求めており、コロナ禍の中で説明会開催については、区長会意見においても見送りとなっているなどありましたので、再調整し、住民への説明の方法を検討し理解を求めるよう要求しているところです。

併せて、当初計画にある事業については、進捗はあるものの、コロナ禍においてストップしているものもあるようです。そのあたりも説明してもらい、しっかりと事業を遂行し村の発展に寄与できる事業として取り組んでもらうよう調整を進めてまいります。

3の①につきましては、デイサービスやんばるの事業廃止については、

事業所から聞いておりますが、これまでどおりのサービスが受けられるよう、利用者の引継ぎ先についてはしっかりと調整していただきたいと考えております。

(2) につきましては、緊急事態宣言発令に伴い、飲食店等、複数の事業者が休業するなど、深刻な影響があるものと思っております。全てに対応することはできませんが、今議会の補正にて、地域振興券の発行や観光事業関係のクーポン事業を予定しております。

支援金関係については、手続きにつきましては、直接、国や県、金融機関などへ行うこととなっているものがほとんどでございますが、我々も、その内容はできる限り把握できるようにし、担当課において相談窓口となり対応してまいります。

○ 教育長（米須邦雄） お答えいたします。

スクールバスの待機場所は、現在、令和2年11月30日に改善センターへ待機場所を変更しているところでございます。

○ 建設環境課長（新城 寛） 国道のほうのゆずり車線で150メートルの区間で1台あたり速度50キロで走った場合のゆずり車線で何台抜けるかということについては、ここら辺については我々のところで今資料がないです。国道のほうでの積算になると思いますので、そこら辺については、

今後、調べてまた報告したいと思います。

○ 副村長(島袋幸俊) 最初の答弁で、村長のほうがゆずり車線ですよ、追い越し車線ではないですよというのがありました。ゆずり車線にストップして譲った場合には、20キロでも30キロでもゆっくり追い越しできると思うんですよ。ゆずり車線ということはそうだと思っております。例えば村道あたりで、後ろから車が来たときに前にどうぞという形で止まった場合には、村道を30キロで走っていても追い越しはしていけると思えます。そこもそういうふうに、やはり運転者がマナーを守って、自分はゆっくり走っているからゆずり車線に一旦ゆっくりして、後ろから来る車にどうぞといった場合に、非常に気持ちもよくなると思います。

○ 8番(吉浜 寛) 今、説明があったけれども、ゆずり車線で10キロ走行になるか、止まるかというふうなことになっているという説明がありました。そして上原で説明があったというような話もありましたけれども、この問題について、先に話ししますが、なぜこのゆずり車線の標準的な延長は幾らなのか。国土交通省が出したものを教えてください。

○ 建設環境課長(新城 寛) ゆずり車線の距離については、申し訳ございません。村のほうではちょっと分かりかねるので、この辺についてももう一度調べていきたいと思っておりますが、今回150メートルと書いて

いるところですがけれども、実際には 190 メートルございます。図面のほうで言うと 190 メートルのゆずり車線になっているということで御認識をお願いしたいと思っております。

○ 8 番（吉浜 覚） 急カーブや交差点が 150 メートルの車線がある場合に必要なのかということで、私現場事務所へ行って、監督官から聞きました。150 メートルだと。図面から見ました。そしてゆずり車線、さっき 150 メートル、短いゆずり車線の立て看は工事中に事故を起こすおそれがあるから立てているのかといえ、これは国道事務所から設計、発注でそうやっていますと。図面ももらいました。約 150 メートルということで、それもありました。それで基本的には国土交通省がゆずり車線を占めている標準的な延長が 1 キロから 1.5 キロ、そしてゆずり車線 2 キロ程度ある場合は何台もの車が抜くことができますと。追い越しじゃないですよ、抜くことができますと。そういう観点でですね、逆に私だけじゃなくて、事故を誘発するんじゃないかと。だからほかのところ、この標準的なものの感覚の人が多いと思います。この辺はですね、ほとんどの人がおかしいんじゃないかというふうに認識されていますので、事故が起こらないように。私が先ほど質問した診療所前の、この道路も国道にあそこから出入りすると事故の誘発をするおそれがあるから、そこの出入りは控えてほしいとい

うことでバリケード張っているというふうな認識なんですよ。今、言われたように、この車線が大変厳しいものだ。私はそれを標準的な感覚でやると本当に事故を起こすんじゃないかなと思っています。だから取り壊しなさいとか、云々の話じゃないですけども、この案内板とか、よほど注意喚起をしたことをやらなければ、この国道で、前に大きな事故があったとき、全面封鎖されたときにほとんど立ち往生していますよ。なぜ、今担当課長も村長も追い越し車線じゃないと、そう言えるのかというのは。それでね、本当にこれは私が計算したものではありません、1台ゆずるためには、急にスローダウンとか云々なくて、1台ゆずるためには100メートル10.59秒になるので、15秒84になる。時速34キロ。これは陸上選手のトップたちが走るぐらいの距離、スロー入れたら、もうちょっと落ちますよ。2台入れる場合は、これは時速29キロ、12秒24。私がでも計算して出したのに、調整した村がそれを出せないというのはとんでもない話ですよ。それを考えてください。だから今後、今つくったものについて、村民に歩道の件、村有地を提供しているんだということと、きちんとどういうふうに安全対策をするか、次の機会で話をしてください。今日はこの辺で止めます。

それから1番の(1)、3年間もバス停留所の上屋がないことを言って

いるんですけれども、3月議会でもまた交渉すると言っていたんですけれども、その3月議会後、村長は安全協会に要請したのか。それをきちんと答えていただきたい。

○ 村長（宮城功光） どこの安全協会ですか。

（「失礼いたしました。バス協会です」と呼ぶ者あり）

○ 総務課長（知念和史） 村長答弁でも申し上げましたが、令和2年6月19日にバス協会のほうに要請しております。このバス協会のほうには年イチで監査とか、事業の監査等がございますので、そのときにその都度、1回はお話させていただくということで、要請のほうはしておりますが、やはり大山議員の質問のときにもお答えしたと思うんですが、協会のほうも要請の件数多くて、なかなか順番としてはすぐ回ってくるということはお約束できないというようなお話でしたが、やはり継続して今後も要請等、意見交換会等をやっていきたいと考えております。

○ 副村長（島袋幸俊） ちょっとゆずり車線の件については、やはり今までのゆずり車線と比較した場合、短いなというのは私たちも痛感しております。そのあたり吉浜議員が心配していること等を国道事務所のほうには伝えていきたいと思っております。この設計あたりも、国道事務所が責任を持ってつくった設計書だと思っておりますので、そのあたりも含めて話はし

ていきたいと思っております。

上原区民にとっては、これまで何回か調整して、要望等も上がってきて、区民からは自分たちが想像していた以上のことをやってもらったという感謝の言葉があります。例えば右折帯が設けられたとか、あるいは入り口の標識ができたとか、あるいは街灯等、墓地の駐車場等の整備等、こういうものがある、ちゃんとした感謝の声もあります。吉浜議員の今回の要望についても、国道事務所のほうには伝えていきたいと思っております。

○ 8番（吉浜 覚） 国道の件はお願いしたんですけれども、副村長から上原のほうでは評価しているという話ですけれども、確かに右折の件については、上原の住民に対してはよいだらうと思っているんですが、国道を利用するものにとってはとんだはた迷惑だと私は感じています。そして根路銘の住民説明会では、必要であれば、必要な場所で安全な確保ができるところを用地取得してやってくださいということぐらいまで注文していますよ。なんでこんな結果になっているかととても残念に思っています。副村長が言われたように、つくったものはもうそれは活用しないといけなから、最大限事故が起こらないような形の対策は取っていただきたい。

それとあと、バス協会に大山議員から話して、そのとき前後に話して進展していないということをお話しているんですけれども、要請が幾らもある

から、郷友会の会長はアポ取ったり、何回もしています、喜如嘉の。こちらが動かないからといって、私は村議しているから、村長からきちんとやってもらいたいと。

それで今、教育長から言われたように、子供の送迎については、改善センターまでバスを入れているんですよ。その誘導員が3名ないしそれ以上いるか。警察も来ています。もしそうであるんだったら、バス協会に改善センターまで入れてくださいと、教育長がやっているように。そうするか、立てるか、辺土名高校前にあるバス停は当時、生徒がバスを待っている間、風雨にさらされて大変だと、気の毒だということで、当時の大田元県知事が県予算で設置しています。それぐらいの腹をくくって、妙案はないかというのは私はその意味で言ったんですよ。ぜひ9月議会にはそういう返答ができるようお願いしたいと思います。

それから1の(2)、また同じような形で台風の時期に来るんですが、避難所として毎回同じ返答をしているけれども、なぜこの時期に芭蕉布会館ではトイレの増設ができて、喜如嘉公民館でできないのか。何で途中、防災計画は途中で見直して挿入すればいいんじゃないですか。そういうことで、とにかく空き家対策の話もあって、いろいろ年寄りの話などもあります。ひとり暮らしの人も結構います。そういう危険にさらされているの

で、晴れた日はとても便利です。戸締まりした後も夜も使えるし、休みのときも使えるけど、ただし、台風のときは、前に話したときはポータブルトイレを利用したらいいんじゃないかという話でしたけれども、片や芭蕉布会館はコロナで予算つけて設置しておりますよ。ただ、私は改善するのでもいいんだけど、そうできなければ改善センターに指定してほしいと思っています。もう一度、答弁を求めたいと思います。いい方向での答弁お願いします。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

この緊急一時避難場所につきましては、各区のほうから推薦をさせていただいて、村のほうで場所のほうを指定させていただいております。ですので、村長のほうの答弁でもございましたが、今年度ちょっとコロナのもので年度内で完了するかどうかちょっと危ういではありますが、地域防災計画の見直しの年として予算のほうも計上させていただいております。喜如嘉区のほうで、改善センターのほうを一時避難場所として推薦していただいた場合には検討してまいりたいと思います。しかしながら、改善センターとなると、やはり謝名城区、田嘉里区とも調整しながら、また新庁舎等も据えた避難所の設置等も考えていかないといけないというところになりますので、そこら辺はこの地域防災計画の見直しの中で検討してまいり

たいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 村長（宮城功光） 吉浜覚議員、何度も言うようだけど、あなたが我々行政に質問の中で、あなたの思いを要請しているんですけども、実際、区からの、区長からの代表で要請があった場合には対応しますけれども、やはりその辺はしっかりと区のほうからの要望だということをしっかり分かるようにして要請をしていただいたら、行政は対応がやりやすいのかなと思っています。今までも何度もあるんですけども、あなた個人の考えをずっと言っているような感じがします。その辺をちょっと考えて要請をしてもらいたいと思いますのでよろしく。質問の内容もですね。そういうことです。

○ 8番（吉浜 覚） 村長ありがとうございます。この避難所の件は、文書では出していないけど、区長が何回か足を運んでいるということを認識しています。いい方向で返事してもらいましたのでありがとうございます。

それから2番の（1）について、毎回同じ発言をして、前回と同じ発言をしているんですけども、最低価格の複数制度は今実施していると。予定価格が何でできないかということで、私は予定価格が目安になって競争が高止まりになること、業者の見積もりを損なわせること、談合が一層容

易に行われる可能性がある。そしてこの予定価格は設計価格であり、適正価格だと私は認識しております。それでこの見積もり努力を損なわせるというのは、むしろ先ほど前任者の一般質問でほとんど村の対応のずさんさが露呈したんじゃないかなと思われま。その意味でも、前回もそうだったけど、工事成果評価の通知もしていない。さっき管理監督者の責任の明確も自己反省というふうな形も出てきたわけだから、当然それを充実させてやっていくのが行政だと思います。先ほど聞いていたら、もう繰り返し繰り返しその転嫁をしていると。私は前にも言われたように、県警に事情聴取されました。そのことを議会の議長や局長に報告もしました。どうか、その官製談合のできないような仕組みづくりをやるべきじゃないかと。名護にいい事例があるからそれを適用すべきだということをおっしゃいます。そうしたら、県警は職員名簿、職員の家族には請負業者もいるんじゃないかと。そういうことまで入って話をしているんですよ。この建設情報のリストとか全てやって、今、私が議会だよりに載せたら、やっぱり私にも話がありました。いろいろ出てきておりますので、ぜひとも私は官製談合をなくし、先になくして、工事総合評価落札方式などの制度化をして、入札・工事管理監督体制を充実させることが信頼を取り戻す課題である。そのことを業者にいろいろ、先ほどもあるような話をいろいろしてい

るんですが、私は村の体制にあると思っています。それをいい方向で、私もまた最低価格のものだけじゃなくて、予定価格のものもやるべきだと。この墨塗りしたり、予定価格を出さなかった時期は……。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員、時間が少なくなりましたので簡潔にお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） そうしたら、この時期に集中しております。よろしくいい方向で教えてください。対処してください。

○ 村長（宮城功光） ありがとうございます。

吉浜議員、あなたがいつも言っている100%の確率で落札しているというふうな話は、本来、業界の中では、こういう最低価格を100%というのは普通はないんですよ。予定価格の100%ということであれば分かるんですけども、ほとんどが最低価格、競争力を高めている。さっきも言ったように、予定価格を公表してしまうと、この予定価格に近い金額で落札するわけですよ。その中には、補助事業の中にはお互いの裏負担分があるわけですけども、その辺も加味した場合はどうしても予定価格の公表は競争力を高める意味ではマイナスに転じるのではないかなというふうな思いで、選定委員会のほうでは、今、公表する必要がないんじゃないかという。落札後に予定価格の公表をしようというふうなことになっているん

ですよ。あなたがいつも言っているのは最低価格の100%ですよ。実際、普通議会の入札の場合、工事案件の場合は100%というと、予定価格を100%という基準をするんですよ。そういう意味をぜひ理解しながら質問してくださいね。皆さんが、議会だよりにこういうふうに書いてしまうとですね、住民は「ああ、そんな100%で工事を取っているんだ」という誤解をしてしまう例がたくさんあるんですよ。そういう意味では100%というのは、予定価格の100%という意味であって、最低価格じゃないんですよ、実際。そういうことを御理解いただいてほしいと思います。

○ 8番（吉浜 覚） 2の（2）、バナメイエビ、学校跡地利用の資格条件ですけれども、事業の実施に必要な能力を有していること。それから当該資格の基準日は告示現在となっています。

○ 議長（平良嗣男） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。時間切れです。